

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新			旧		
別表			別表		
外国株券等に関する手数料及びその料率			外国株券等に関する手数料及びその料率		
(削る)			<p style="text-align: center;"><u>外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）第 80 条第 4 項に基づいて機構が定める手数料の料率は、次のとおりとする。</u></p>		
1. 外国株券等			1. 外国株券等		
(1) 外国株券及び外国株式			(1) 外国株券及び外国株式		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
(略)			(略)		
振替手数料	① 一般振替（次の②及び③の振替以外の振替をいう。）の場合 a <u>細則第 17 条に規定する振替請求に基づく振替（次の b 及び c の振替を除く。）</u> においては、渡方外国株券等機構加入者及び受方外国株券等機構加入者	振替 1 件につき <u>160 円</u>	振替手数料	① 一般振替（次の②及び③の振替以外の振替をいう。）の場合 a <u>外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（以下「細則」という。）第 17 条に規定する振替請求に基づく振替（次の b 及び c の振替を除く。）</u> においては、渡方外国株券等機構加入者及び受方外国株券等機構加入者	振替 1 件につき <u>180 円</u>

新			旧		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
	b～c (略)			b～c (略)	
	② 区分口座間振替等(次のaからcの振替をいう。)の場合 a～c (略)	振替 1件につき <u>16円</u>		② 区分口座間振替等(次のaからcの振替をいう。)の場合 a～c (略)	振替 1件につき <u>18円</u>
	③ 日本証券クリアリングの決済に係る振替 (略)	振替 1件につき <u>80円</u>		③ 日本証券クリアリングの決済に係る振替 (略)	振替 1件につき <u>90円</u>
(略)			(略)		
<p>(注) 1. 機構は、現地保管機関における外国株券及び外国株式の保管に関し、公租公課及び名義書換に係る手数料その他の<u>実費</u>相当分が発生した場合には、これを外国株券等機構加入者に請求することができるものとする。</p> <p>2. (略)</p>			<p>(注) 1. 機構は、現地保管機関における外国株券及び外国株式の保管に関し、公租公課及び名義書換に係る手数料その他の<u>実績</u>相当分が発生した場合には、これを外国株券等機構加入者に請求することができるものとする。</p> <p>2. (略)</p>		
(2) (略)			(2) (略)		
(3) 外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等			(3) 外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
(略)			(略)		
振替手数料	① 一般振替(次の②及び③の振替以外の振替)	振替 1件につき <u>160円</u>	振替手数料	① 一般振替(次の②及び③の振替以外の振替)	振替 1件につき <u>180円</u>

新			旧		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
	をいう。) の場合 a 細則第 17 条に規定する振替請求に基づく振替 (次の b 及び c の振替を除く。) においては、渡方外国株券等機構加入者及び受方外国株券等機構加入者 b～c (略)			をいう。) の場合 a 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則 (以下「細則」という。) 第 17 条に規定する振替請求に基づく振替 (次の b 及び c の振替を除く。) においては、渡方外国株券等機構加入者及び受方外国株券等機構加入者 b～c (略)	
	② 区分口座間振替等 (次の a から c の振替をいう。) の場合 a～c (略)	振替 1 件につき <u>16 円</u>		② 区分口座間振替等 (次の a から c の振替をいう。) の場合 a～c (略)	振替 1 件につき <u>18 円</u>
	③ 日本証券クリアリングの決済に係る振替 (略)	振替 1 件につき <u>80 円</u>		③ 日本証券クリアリングの決済に係る振替 (略)	振替 1 件につき <u>90 円</u>
(略)			(略)		
(注) 1. 機構は、現地保管機関における外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等の保管に関し、公租公課及び名義書換に係る手数料その他の実費相			(注) 1. 機構は、現地保管機関における外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等の保管に関し、公租公課及び名義書換に係る手数料その他の実績相		

新	旧
<p>当分が発生した場合には、これを外国株券等機構加入者に請求することができるものとする。</p> <p>2. (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p>当分が発生した場合には、これを外国株券等機構加入者に請求することができるものとする。</p> <p>2. (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2. (略)</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

以 上